

資料3

デジタル庁:トラストを確保したDX推進サブWG

「税務関連業務のDX化の課題について」
～改正電子帳簿保存法による対応～



SKJ総合税理士事務所
所長・税理士 袖山 喜久造

民間企業等の税務関連業務のDX推進上の課題について

1. 業務における取引書類

会社が行う業務で取引先とやり取りする取引書類は、ほぼ税法(特に法人税法や消費税法)で保存が必要な書類となります。取引書類は税法等で保存義務が規定され、税法等の規定による保存が必要となります。

2. 取引書類の社内処理

取引において取引先に発行又は受領する書類は、社内において必ず処理が必要です。会社内の業務処理を書面で行うか、データで行うかにより業務効率、適正性が異なってきます。書面処理は各担当者の属人的能力に依存します。データ処理の場合にはシステムにおいて一定程度の適正性や確実性が担保可能であり、業務効率も向上することになります。

3. 社内処理の電子化の課題

- ①取引書類をデジタルデータに変換する必要(発行元が作成したデータを活用)
- ②社内処理をデータ処理が可能となるワークフローシステムの導入が必要(DXの活用)
- ③社内システムに取引情報を入力する必要(DXの活用)
- ④取引書類データは、電子帳簿保存法の入力や保存要件を満たす必要(電帳法要件を満たしたシステム導入)
- ⑤税務関連帳簿書類を法定期間保存する必要(安全性のあるストレージ)
- ⑥重要な取引書類については、データの真正性を確保する必要(改ざん等の防止)
- ⑦取引書類の授受をデータで行う場合には、発行元の証明が必要(角印に代わる措置)

4. 電子化の阻害要因

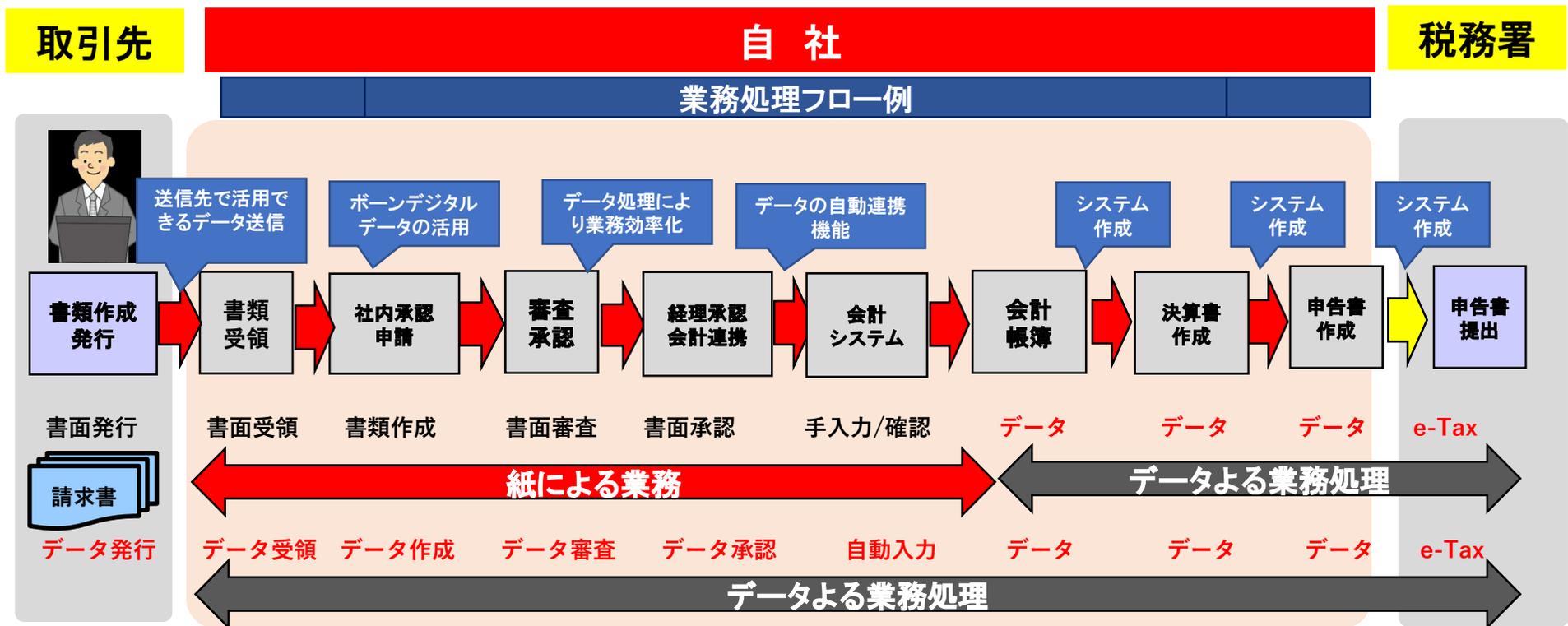
- ①電子化するためのコスト(特に中小企業も利用できるパッケージやソリューションが必要)
- ②取引先の協力が得られない(取引書類のデータ発行や受領の理解をどのように得るか)
- ③誤送信リスクや発行元の信用ができない(専用システムの利用や信頼できる認証局による電子証明書が必要)
- ④電子化の利便性が感じられない(社内処理は一気通貫でデジタル化を進める必要)
- ⑤現在のやり方を変えたくないという社内風土(トップダウンで業務改革を行う風潮を醸成する)

民間企業等の税務関連業務のDX推進上の課題について

5. 税務関連業務の電子化

法人税、消費税法の税務申告においては、電子申告が義務化(資本金1億円超の法人等)され、申告時には申告書類はデジタル化されている。また、ほとんどの企業において会計帳簿はデータで作成されているが、社内処理は依然として書面で行う方法が定着している。

書面処理をデータ処理に変更することは、社内運用のリスクがあり消極的な企業が多いことは事実である。

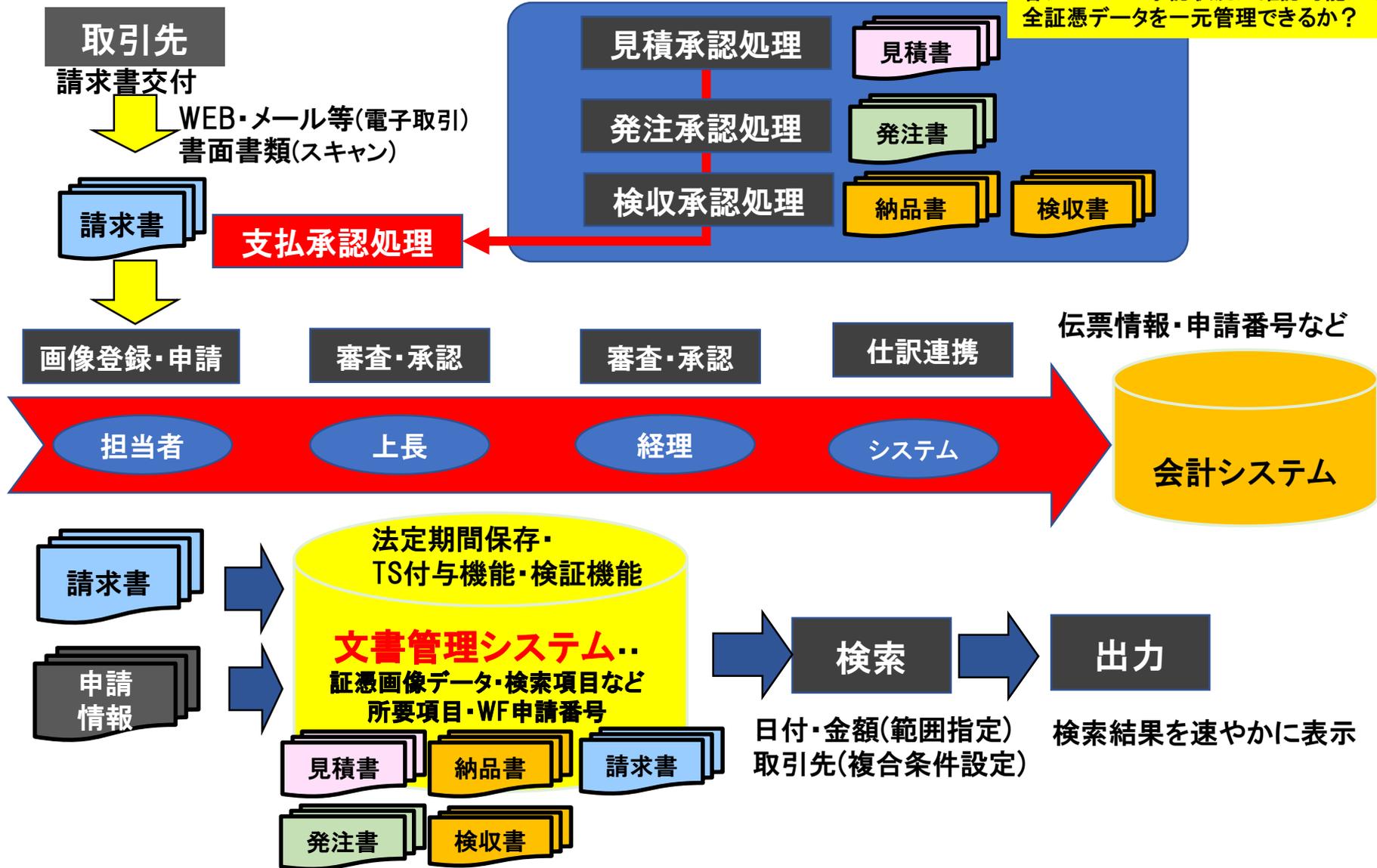


税法関連帳簿書類等の電子化関係法令

	国税関係帳簿	国税関係書類			電子取引
		決算関係書類	取引書類		
			自社発行の控え	取引先から受領	国税関係書類以外の書類
説明	資産・負債・資本の金額に影響を及ぼす一切の取引を記録	決算に際して作成される書類	取引に関して相手先に交付した書類の控え	取引に関して相手先から受領した書類	取引に関し電磁的方式で授受される取引情報
授受種別	—	—	書面	書面	電磁的記録
保存方法	書面	書面	書面	書面	電磁的記録
保存義務規定	税法	税法	税法	税法	電帳法
帳簿書類の種類例示 電子取引例示	仕訳帳	貸借対照表	見積書控	見積書	EDI取引
	総勘定元帳	損益計算書	契約書	契約書	電子契約書
	その他の帳簿	キャッシュフロー計算書	注文書控	注文書	メールデータ
	現金出納帳・当座預金元帳・手形帳・売掛金元帳・買掛金元帳・他債権債務事項・有価証券・固定資産台帳・繰延資産・他固定資産・売上帳・他収入金額・仕入帳・他経費に関する事項	株主資本等変動計算書	送付書控	送付書	メール添付書類
		付属明細書・個別注記表	納品書控	納品書	WEB請求書
		実地棚卸表	請求書控	請求書	WEB領収書
		勘定科目組換表	領収書控	領収書	FAX
		その他決算整理作成書類	その他取引書類控	その他取引書類	その他授受された取引データ
関連条文(法人・所得) (保存義務関係規定例) 所得税又は法人税の納税義務者若しくは消費税の保存義務者	法人税法第126条第1項(青色)・同法第4条の2第1項(連結)・同法第150条の2第1項(普通)				電帳法第7条 同法規則第4条第1項
	法規則第59条第1項第1号他	法規則第59条第1項第2号他	法規則第59条第1項第3号		
	法規則別表20	法規則第56条・57条			
	所得税法第148条第1項(青色申告者)				
消費税法関連条文例 (令和5年10月以降)	消費税法第30条第7・8項	—	消費税法第57条の4	消費税法第30条第7項・9項	
	同法令第49条第1項～第3項		同法規則第70条の10	同法規則第49条第4項～9項	
電子化関連法令 (データで保存する場合の 関連規定)	電帳法第4条第1項	電帳法第4条第2項	電帳法第4条第2・3項	電帳法第4条第3項	授受データ保存
	同法規則第2条第1・2項(一般)	同法規則第2条第3項	同法規則第2条第3項(データ)	同法規則第2条第4～7項(スキャナ)	
	同法規則第5条第1～5項(優良)		同法規則第2条第4～7項(スキャナ)		
保存データ形式	作成データ保存	作成データ保存	作成データ保存・スキャナ保存	スキャナ保存	授受データ保存
保存データ形式	テキスト形式	テキスト形式・画像(PDF等)	テキスト形式・画像(PDF等)	画像(PDF等)	授受された形式(原則)

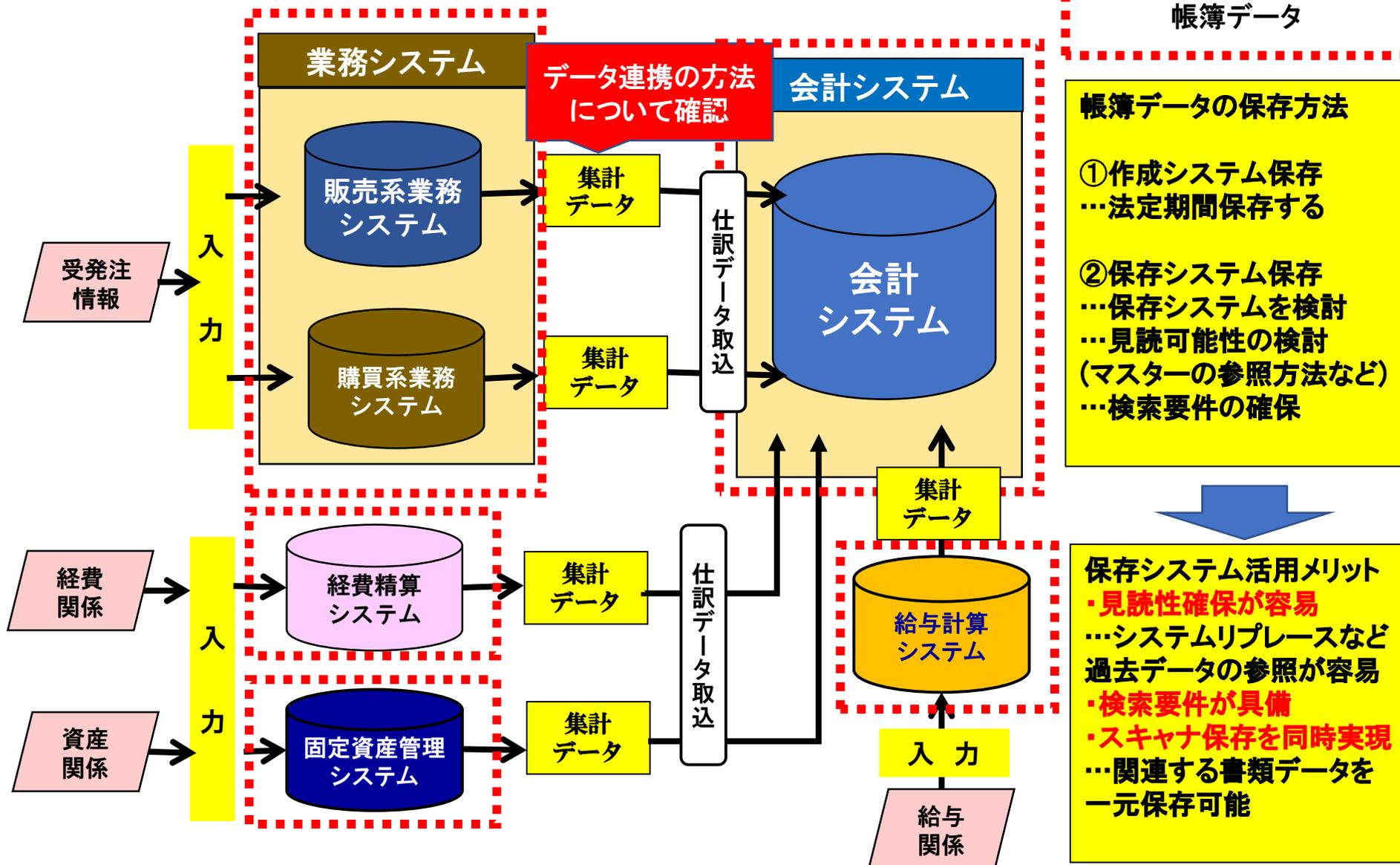
改正電帳法による電子化の検討 【請求書処理の電子化例】

ワークフロー機能
 全業務が同一システムで処理可能か？
 各プロセスの承認状況が確認可能か？
 全証憑データを一元管理できるか？

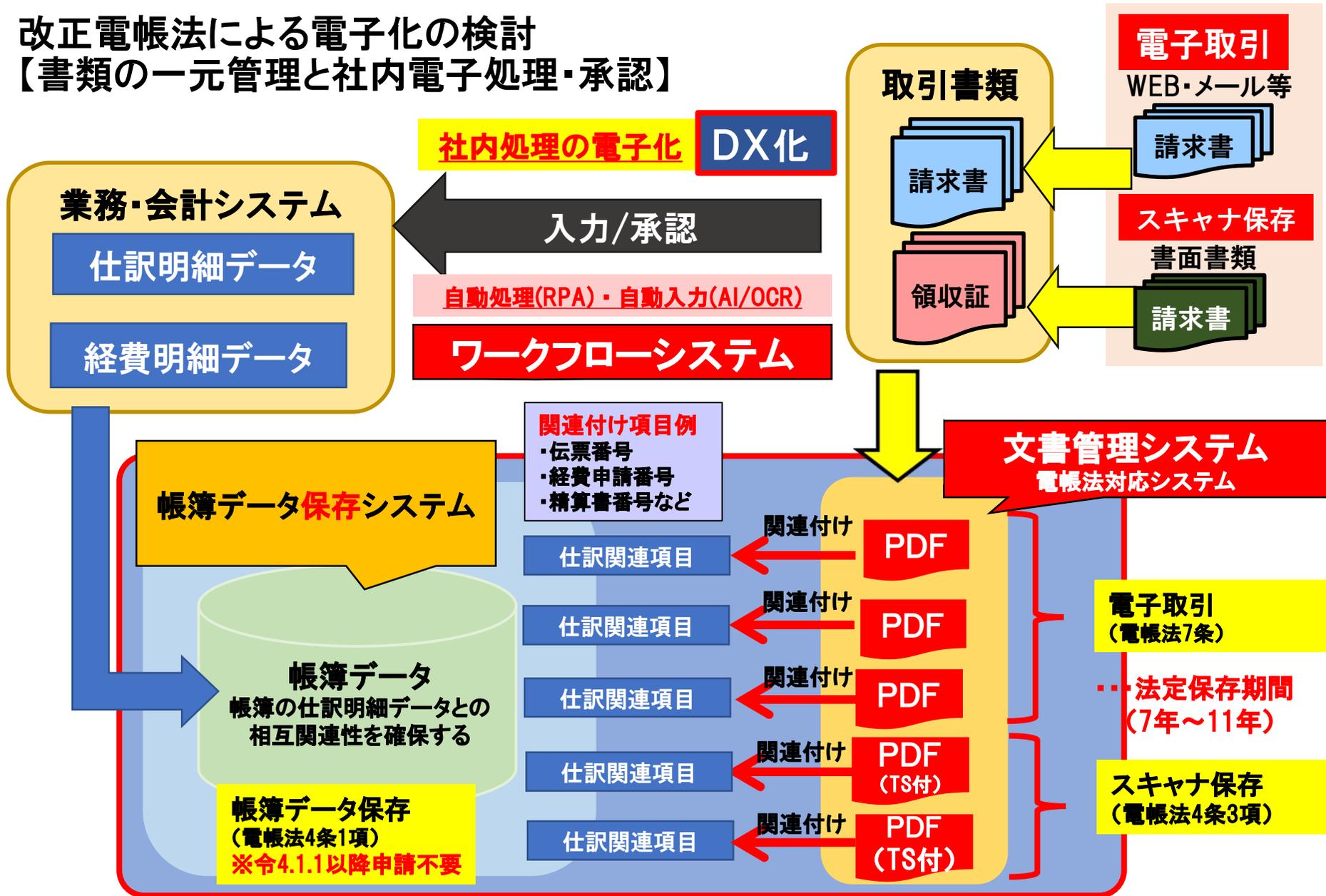


改正電帳法による電子化の検討

【帳簿データの保存方法の検討】

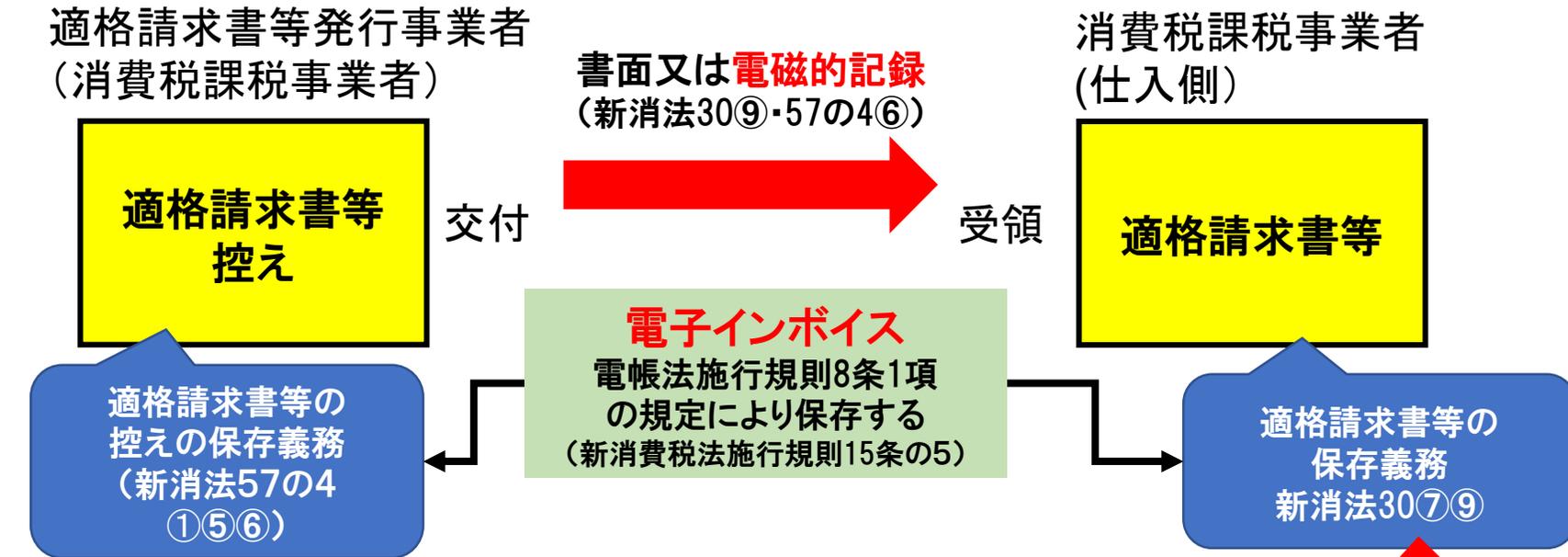


改正電帳法による電子化の検討 【書類の一元管理と社内電子処理・承認】



※JIIMA認証されたシステムを推奨。

インボイス制度の電子化による対応 【適格請求書等の保存義務規定】



適格請求書登録申請手続き
令和3年10月1日～令和5年3月31日
所轄税務署に届け出書の提出が必要

インボイス制度の対応事項
・消費税率ごとの区分経理
・適格請求書発行事業者登録簿の確認業務
・適格請求書の保存

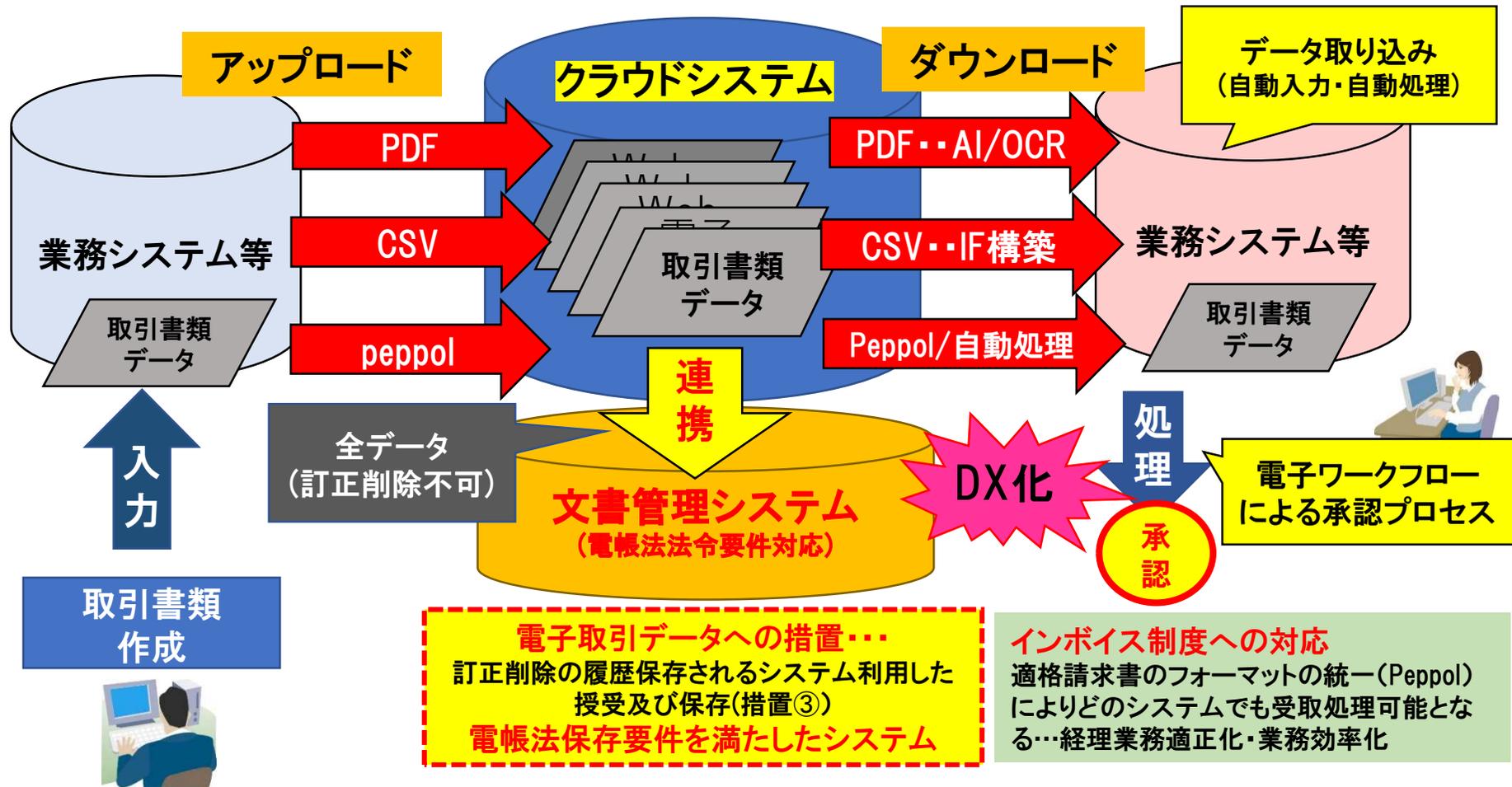
インボイス制度導入で変更されている点

- ①書面だけでなくデータで発行・受領・保存が可能
- ②発行者の請求書控の保存が義務付け
- ③すべての適格請求書の保存が必要
…現在は3万円未満の支払金額の場合の請求書の保存は必須ではない
- ④電子インボイスは書面保存しても仕入れ税額控除は可能

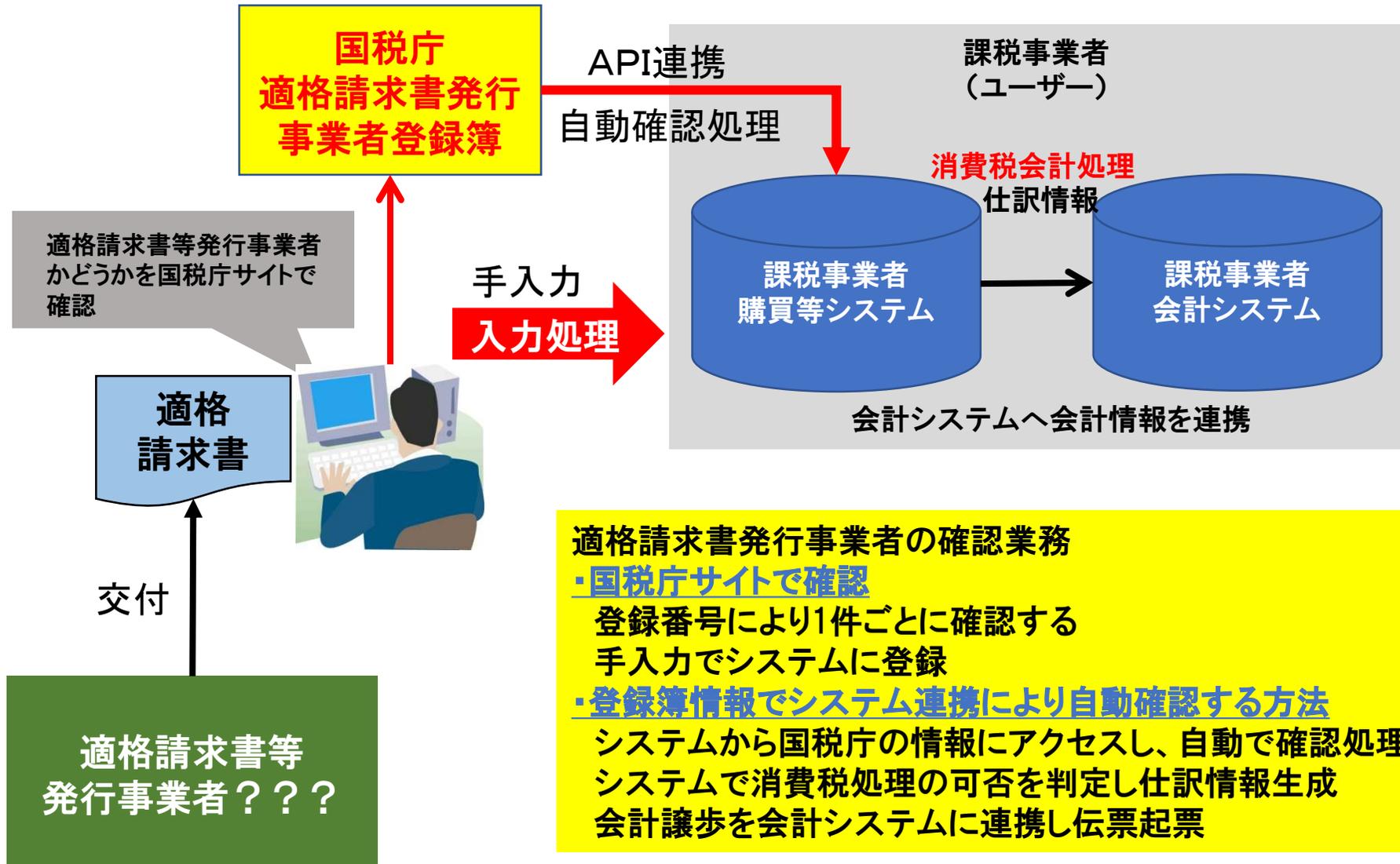
インボイス制度の電子化による対応

【クラウドを活用した取引書類授受とDXの検討】

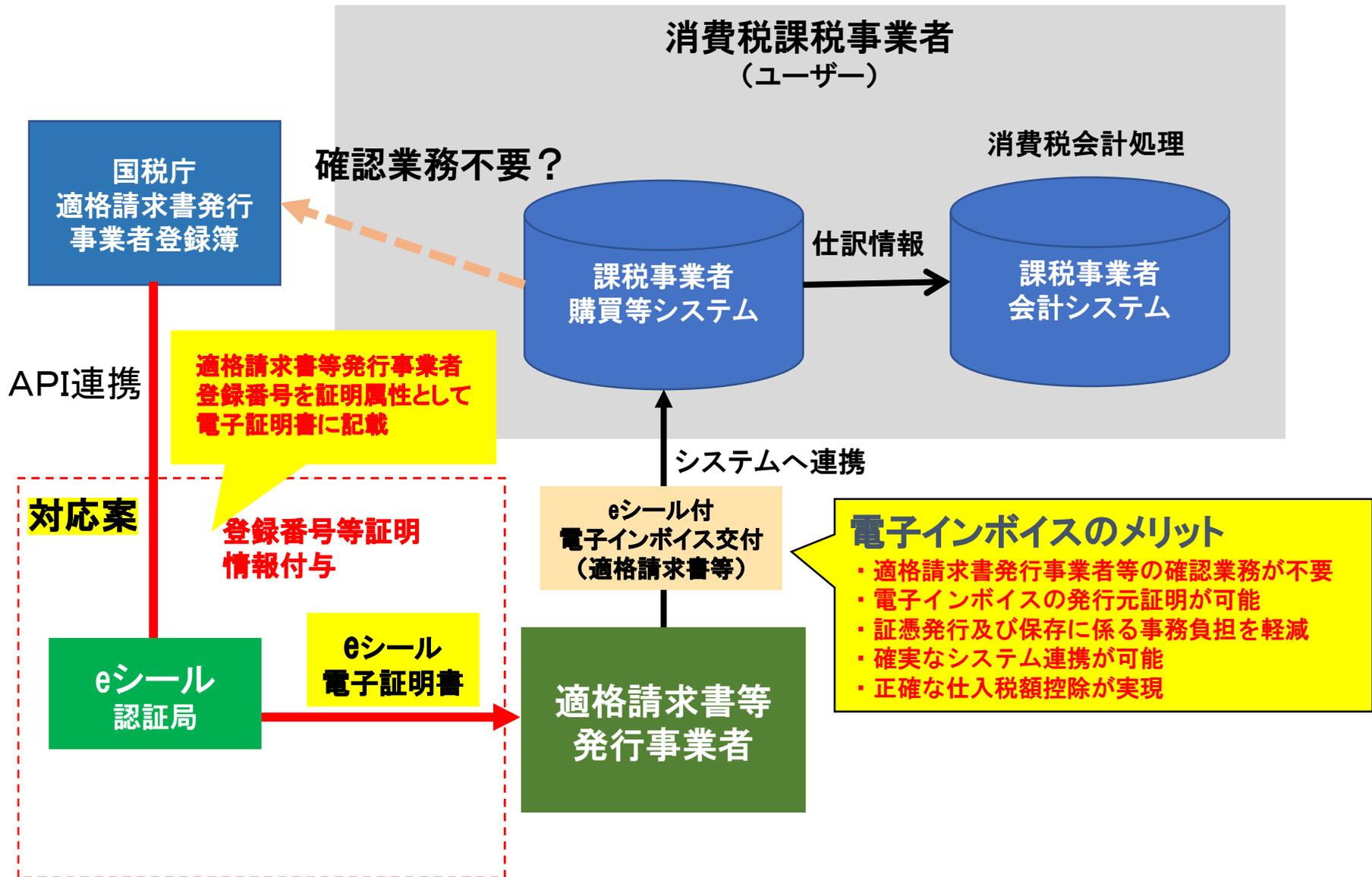
- クラウドにより電子取引データの授受及び保存する場合のポイント
- ・授受するデータを全て保存でき、電帳法対応ができていないこと
 - ・保存期間中クラウドで保存する(クラウドから自社サーバにデータ移管することも可能)
 - ・取引データの入力や処理において、送受信データを活用できるか



インボイス制度の電子化による対応 【適格請求書発行事業者の確認方法】



インボイス制度の電子化による対応 【eシール(日本版)の活用】





SKJ総合税理士事務所

所長・税理士 袖山 喜久造
税理士 龍 真一郎 税理士 坂本 真一郎
代田区神田須田町1-2-1カルフル神田ビル8階
☎03-3525-4688(代表)
HP: <http://tax-wave.com/>